



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障の構築の推進

(医療保険における金融所得の勘案について)

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療保険部会（2025年11月13日開催）における主なご意見

（世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障の構築の推進等（医療保険における金融所得の勘案について）関係）（文責：事務局）

（注）主な御意見を事務局で整理したもの。（御意見の趣旨を踏まえて文言を整理している。）

（医療保険における金融所得の勘案について）

- 負担能力に応じた負担、また、負担の公平性という観点から、負担に金融所得を勘案することの方向性について賛成。
- 確定申告の有無によって保険料の賦課対象が変わる点については、公平性の観点から、社会保険の原理原則も踏まえつつ、課題解消に向けた検討が必要。
- どのように金融所得の情報を把握するのか。また、事務負担への影響等、実務面において様々な課題がある。
- 短期間での導入には無理があるため、慎重な検討と段階的な対応が必要。
- 被用者保険においては、保険者が金融所得を把握していくことは実態上極めて難しい。
- まずは後期高齢者を対象に検討していくことが現実的ではないか。
- フローの所得だけではなく、ストックに着目することも併せて検討していくことが必要。
- 様々な省庁の施策と関係するため、関係省庁と連携し、検討していくべき。
- 世代間の公平性ということを考えるならば、現役世代の金融所得についても考えるべきではないか。
- フランスでは金融資産の勘案を行っており、そのシステムがどうなっているのか事務局から情報を提供いただきたい。
- 税と社会保障の一体改革という大きなテーゼの中では、どちらかといえば税で考えていただくということのほうが合理性が高いのではないか。

改革工程における金融所得勘案の記載

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）

2. 医療・介護制度等の改革

<② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>
(能力に応じた全世代の支え合い)

◆ 医療・介護保険における金融所得の勘案

- ・ 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。

三党合意、骨太方針2025、連立政権合意書における金融所得勘案の記載

自由民主党・公明党・日本維新の会 合意（令和7年6月11日署名）

現役世代に偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底

医療・介護保険における負担への金融所得の反映の在り方について、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しの観点から、税制における確定申告の有無により負担等が変わる不公平な取扱いを是正する必要がある。保険者が金融機関等からの情報を基に確定申告されていない金融所得を負担の公平性の観点から反映させる方法などが考えられるが、税制における金融所得に係る法定調査の現状も踏まえつつ、マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担等の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、どのように金融所得の情報を反映させるかを含め、具体的な制度設計を進める。年齢に関わらず負担能力に応じた負担を目指す観点から、現役世代から後期高齢者への支援金負担の軽減に配慮する。

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2 (1) 全世代型社会保障の構築

持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を実現するため、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し²⁰⁸や、地域フォーミュラリの全国展開²⁰⁹、新たな地域医療構想に向けた病床削減²¹⁰、医療DXを通じた効率的で質の高い医療の実現、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底²¹¹、がんを含む生活習慣病の重症化予防とデータヘルスの推進などの改革について²¹²、引き続き行われる社会保障改革に関する議論の状況も踏まえ、2025年末までの予算編成過程で十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、2026年度から実行する。

²¹¹ 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に向けて、税制における金融所得に係る法定調査の現状も踏まえつつ、マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制度設計を進める。

自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書（令和7年10月20日署名）

二. 社会保障政策

「OTC類似薬」を含む薬剤自己負担の見直し、金融所得の反映などの応能負担の徹底など、令和7年通常国会で締結したいわゆる「医療法に関する3党合意書」および「骨太方針に関する3党合意書」に記載されている医療制度改革の具体的な制度設計を令和7年度中に実現しつつ、社会保障全体の改革を推進することで、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。

「経済対策」における金融所得勘案の記載

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

5. (3) 健康医療安全保障の構築

(社会保障制度改革)

現役世代の社会保険料負担を含む国民負担を軽減するため、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に盛り込まれた社会保障制度改革を着実に実行する。特に、OTC類似薬を含む薬剤自己負担については、現役世代の保険料負担の一定規模の抑制につながる具体的な制度設計を令和7年度中に実現した上で、令和8年度中に実施する。また、医療費の窓口負担について、年齢にかかわらず公平な応能負担を実現するための第一歩として、高齢者の窓口負担割合等に金融所得を反映するため、具体的な法制上の措置を令和7年度中に講じる。くわえて、令和8年度診療報酬改定について、インフレ下における医療給付の在り方と現役世代の保険料負担抑制の整合性を確保しつつ、特に高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の待遇改善（診療報酬体系の抜本的見直し）の観点や2040年頃を見据えた医療機関（病院・診療所）の機能に着目した分化・連携と地域における医療の確保、地域包括ケアシステムの推進、多剤重複投薬対策等に留意しながら実施する。

医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係省庁会議

医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係省庁会議

資料1

令和7年11月26日

医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係省庁会議の開催について

令和7年11月26日
関係省庁申合せ案

1 医療・介護保険における負担への金融所得の反映については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）において、「税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う」とされたとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、「税制における金融所得に係る法定調書の現状も踏まえつつ、マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制度設計を進める」とされた。これを受け、医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いの実現に向けた実務的な検討を行うため、医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いに関する関係省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

| | | |
|-----|-------------------------------|--------------------|
| 議長 | 内閣官房副長官補（内政担当） | |
| 副議長 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） | |
| | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） | |
| 構成員 | 内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局審議官 | 財務省主税局長 |
| | 個人情報保護委員会事務局次長 | 国税庁次長 |
| | 金融庁総合政策局長 | 厚生労働省老健局長 |
| | デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能グループ） | 厚生労働省保険局長 |
| | 総務省自治行政局長 | 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） |
| | 総務省自治財政局長 | 農林水産省経営局長 |
| | 総務省自治税務局長 | 経済産業省経済産業政策局長 |
| | 財務省主計局長 | |

3 会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

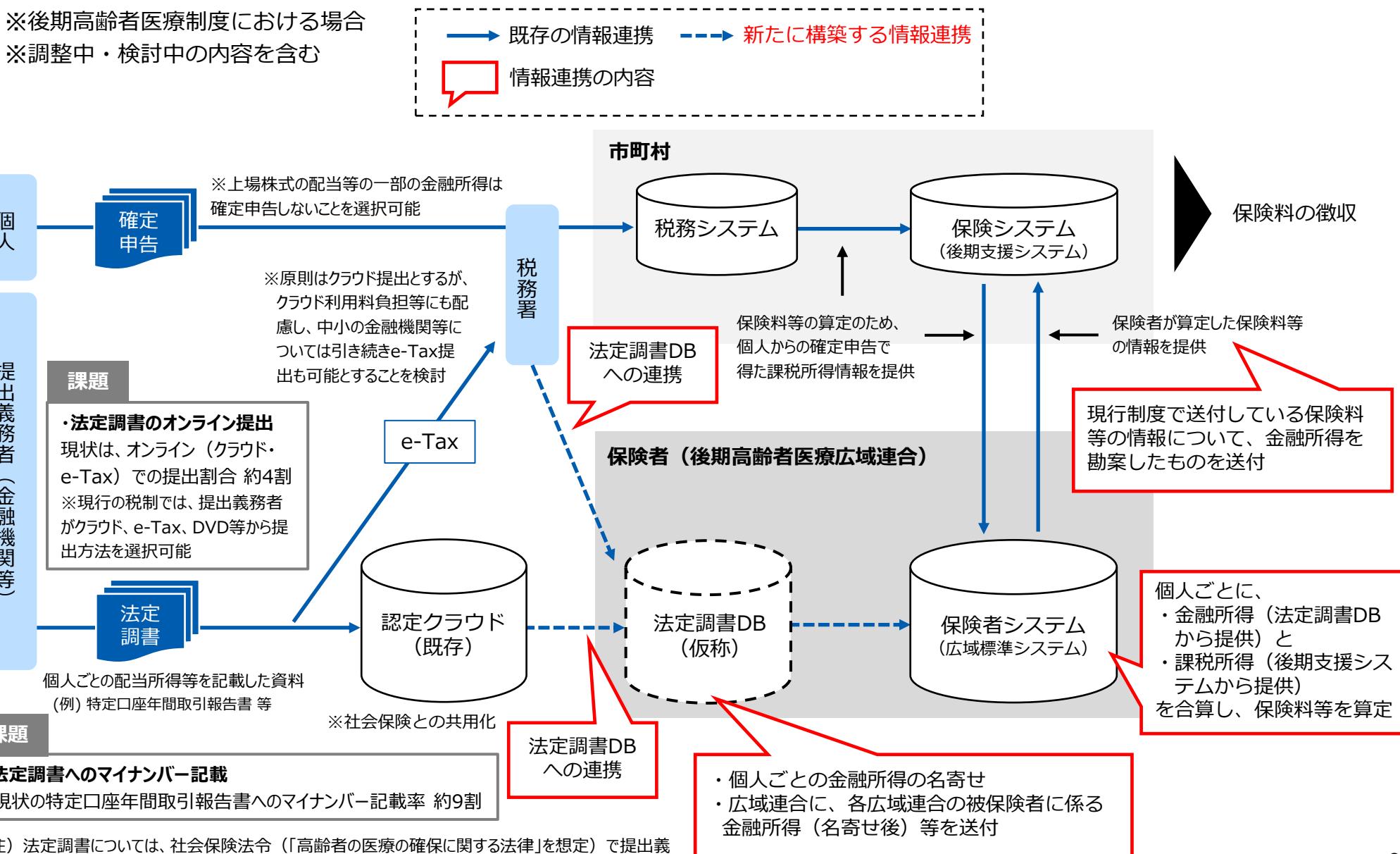
金融所得に係る法定調書を活用したスキーム（案）

医療・介護保険制度における金融所得の
公平な取扱いに関する関係府省庁会議

令和7年11月26日

資料2
一部改

※後期高齢者医療制度における場合
※調整中・検討中の内容を含む



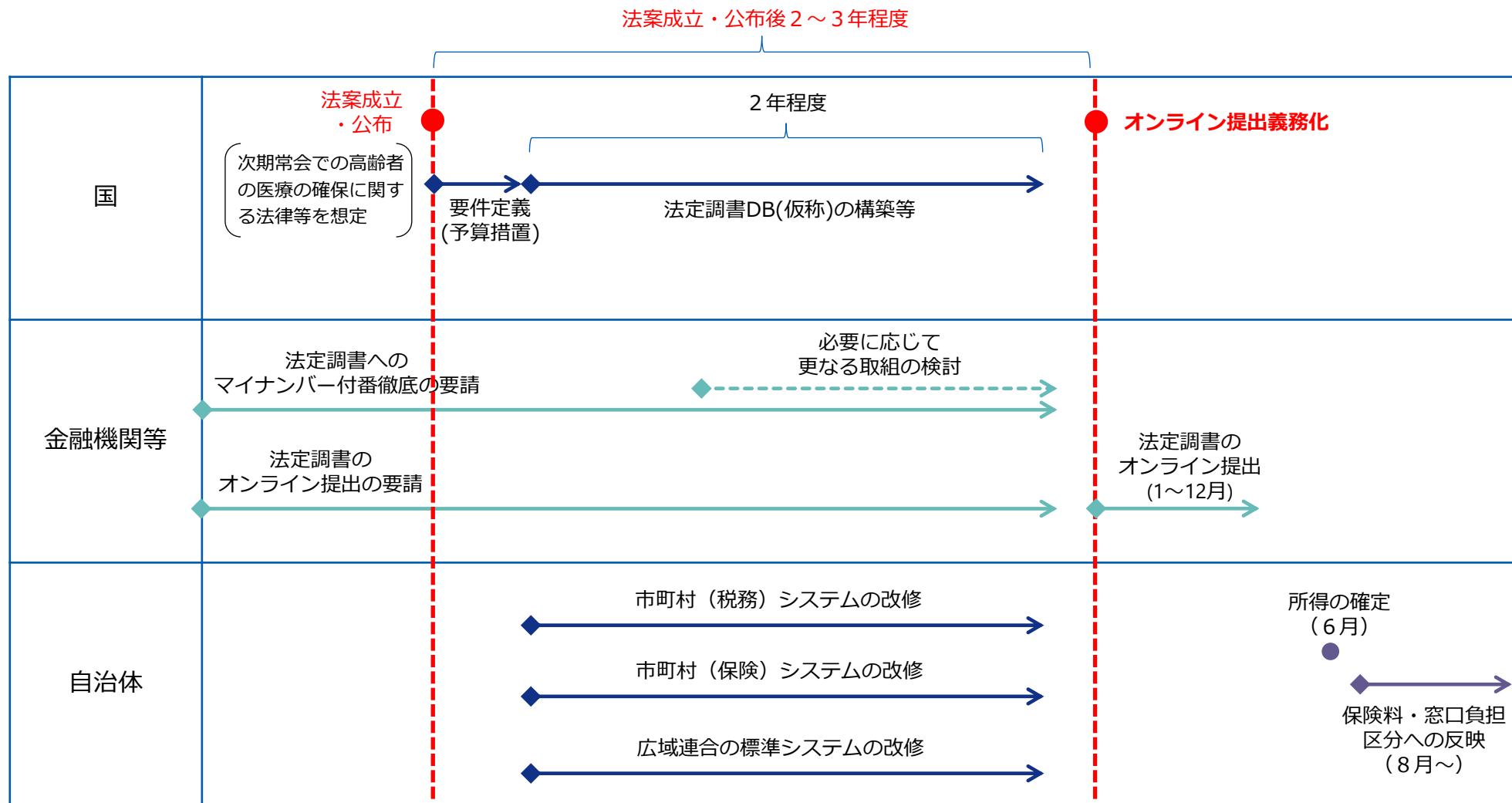
想定される金融所得の勘案の実施までのスケジュール（見込み）

※後期高齢者医療制度における場合

医療・介護保険制度における金融所得の
公平な取扱いに関する関係府省庁会議

資料2
一部改

令和7年11月26日



※システム改修等に2年程度かかるため、それを前提に機械的に組んだスケジュールを書いたもの

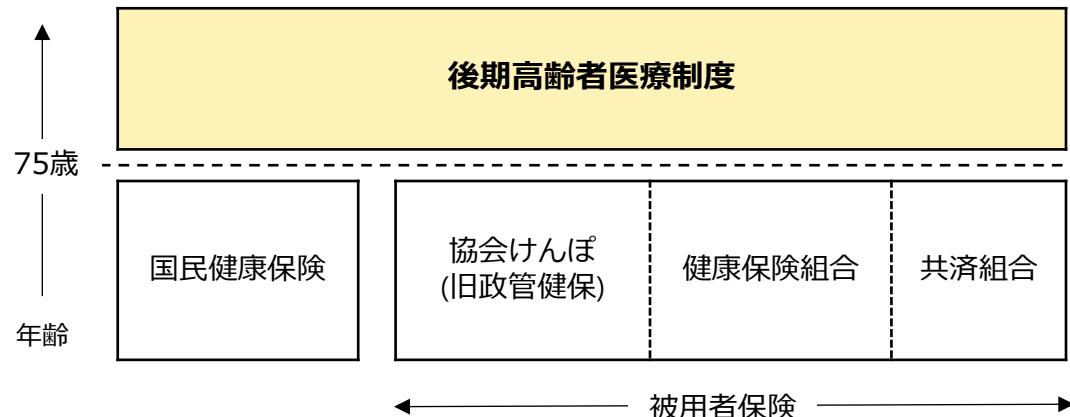
※他の要因でスケジュールが後ろ倒しになる可能性があることに留意

※「高齢者の医療の確保に関する法律」とあわせて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「住民基本台帳法」の改正を想定

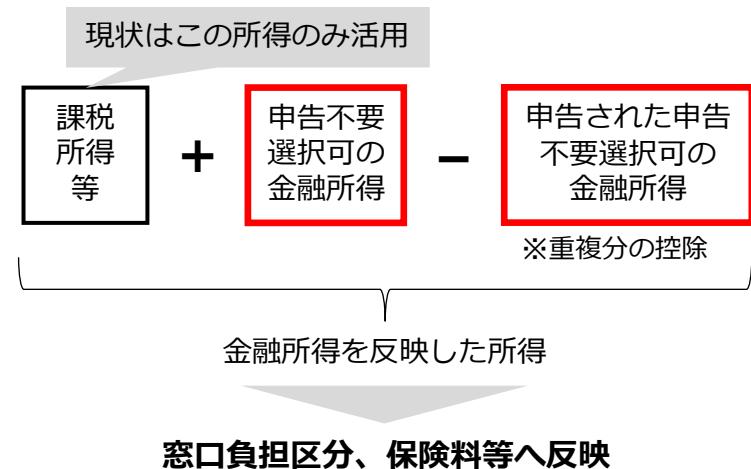
金融所得勘案の論点

- 税制による確定申告の有無により負担が変わる不公平を早期に是正する観点から、医療保険制度における金融所得の勘案を進めるべきではないか。
- 対象となる医療保険制度としては、市町村の税情報をベースとする後期高齢者医療制度と国民健康保険が挙げられるが、後者については、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のスケジュールや被用者保険とのバランスをどう考えるか等の論点があること、また、先般閣議決定された経済対策の記載等を踏まえ、まずは後期高齢者医療制度から検討を行ってはどうか。
- 確定申告されていない上場株式の配当等の金融所得について、法定調書方式に基づき所得把握し後期高齢者医療制度で勘案する場合、市町村民税の情報に加え、金融所得を合算して所得を計算することになるが、金融所得のある者の所得が増加し、金融所得のある後期高齢者の窓口負担等や保険料負担が変わることになる。
- 窓口負担等については、経済対策（R7.11.21閣議決定）において「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」項目とされていることから、両党の議論を踏まえつつ検討してはどうか。

● 医療保険制度の構成



● 所得の計算式（イメージ）



(参考) フランスの医療保険制度における金融所得の勘案状況

医療保険制度

- フランスの公的医療保険制度は、一般制度（被用者・自営業者等）、農業制度（農業従事者）、特別制度（公務員・鉱山労働者等）により国民全体をカバーしている。
- 被用者に対する医療保険については、稼働所得に対して一律の料率により保険料が課されている。
- 保険料は租税代替化されてきた経緯があり、現在は、保険料は被用者負担ではなく事業主負担のみであり、所得による上限は設定されていない。被用者は、保険料ではなくCSG（一般社会拠出金）とCRDS（社会保障債務返済拠出金）が税として徴収される。

金融所得における社会保障負担

- 2018年から、貯蓄や不動産を除く資本所得（金融商品の売却益や利子等）に対して單一定額課税（PFU）が適用されている。金融所得の30%が徴収され、うち12.8%は所得税として、17.2%は社会保障負担として徴収される。17.2%の社会保障負担の内訳は、CSGが9.2%、CRDSが0.5%、連帯税が7.5%である。

CSG（一般社会拠出金）

- CSGの賦課対象は「稼働所得・代替所得」、「資産所得」、「投資益」、「賭博益」の4類型から構成。所得制限や賦課限度額などは設定されていない。
- CSGの充当範囲は、医療保険、家族手当、年金基金、失業保険、社会債務償還基金、高齢者・障害者の自立支援。現在は、金融所得（投資益）に係るCSGは医療保険に充当されておらず、最低老齢年金や社会債務償還基金に充てられている。（ただし連帯税を通じて社会保障全般に充てられていることに留意）